

表紙, 目次, 抄録, 雑纂, 漫録, 通信

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/2297/38698 |

明治三十五年一月五日發行

十全會雜誌

第二十一號

（非賣品）

全澤醫學專門學校十全會

抄 録

○肺炎患者ノ血液中ニ存スル

么微機生體ノ研究

(Deutsch. Archiv f. klin. Medicin, Bd.

LXX. Hft. 5 u. 6.)

ア、プロコウスカ A. Prochaska 氏ハ多量ノ血液ヲ使用シテ肺炎患者五十人ニ就キ其血液中ニ常ニ么微機生體ノ現存スルコトヲ証明シ得タリ就中多數ノ場合ニ於テハフレンケル氏球菌ヲ純粹培養ニ於テ證明シ二回ハ之ト共ニ葡萄球菌ヲ證明シ二回ハ定型的ノ肺炎球菌ノ代リニ固有ノ連鎖球菌ヲ證明セリ蓋シ後者ハ一種別類ノ連鎖球菌ニ屬スル者ナラムト但シ血液中ニ存在スル肺炎球菌ノ數ニハ頗ル多少アリ(疾病ノ輕重ニハ明カナル關係ヲ見ズ)間一ニ滴ノ血液ヲ接種シタル寒天斜面上ニ饒多ノ群簇發育シ

タン臣多クハ寒天斜面上ニ菌ノ發育ヲ見ズ只多量ノ血液ヲ肉美汁ニ混シタル際肺炎球菌ヲ證明セリト (默堂抄)

○猩紅熱及爾他傳染病後ニ發シタル

腕及脚ノ壞疽ニ就テ

(Deutsch. Archiv f. klin. Medicin, Bd.

LXX. Hft. 5 u. 6.)

ハ、アイヒホルスト H. Eichhorst 氏ハ題記ノ二患者ニ就テ詳細ナル報告ヲ爲シタルガ今其概略ヲ抄出センニ第一ノ患者ハ四歳ノ小女ニシテ猩紅熱ノ落屑期ニ於テ動脈閉塞ノ爲メコ下脚ニ壞疽ヲ生シタル者、第二ノ患者ハ六十歳ノ女子ニシテ定型的ノ「インフルエンザ」性氣管枝炎後二三日ヲ經テ血管閉塞ノ爲メ腕ニ壞疽ヲ生シタル者ナリ而シテ此二例ニ於テハ其發症極メテ急劇ナリシモ共ニ栓塞ニ因リタルニハ非ズ血塞ニ因リタルナリ即チ此事タル第二例ニ於テハ剖檢ニ由テ證明セラレ第一例ニ於テハ切断セル下腿ノ検査ト心臟ニ全ク他ノ病徴ヲ歛キタルトニ

由テ殆ンド確カニ證明セラレタリ而シテ猩紅熱患者ニ於ル血塞ノ基原ハ極メテ限局セル動脈内膜炎タルヲ發見セシモ他ノ患者ニ於テハ顯微鏡の検査ヲ行ハザリシトア
 イヒホルスト氏謂ヘラク動脈内膜炎ニ於ケル斯ノ如キ炎症性病機ハ一般ニ信ゼラル、ヨリハ蓋シ遙カニ多キ者ニノ特ニ傳染病ノ經過中ニ發スル所ノ四肢ノ壞疽ハ假令其臨床的症狀ハ急劇ナルニモセヨ多クハ右ノ理由ニ基ク者ナラ
 ムト又ア氏方集輯セル許多ノ同症例ニ於テモ心臟ノ病變ニ就テハ殆ド記述セル者ナシ而シテ此百六十六症例中四十二ハ發疹室扶斯ニ因リ、四十八室扶斯ニ因リ、十九ハ「インフルエンザ」ニ因リ、十四ハ產褥熱ニ因リ、十八肺炎ニ因リ其他ハ爾餘ノ急性傳染病ニ因リタル者ナリ（南溪抄）

○銀ノ制腐的効用ニ對スル補遺

(Deutsche Medicinal-Zeitung 1901, No. 68.)

ハーゲルベルグ Hagelberg氏ハ沃度仿誤ノ代用品トシテ銀ノ製劑ヲ用非常ニ良好ノ經驗ヲ遂ゲタリシガ氏ハ亦銀

ト金トヲ合セテ（金銀板トシテ）護謨製義齒ヲ被覆シタルニ良績ヲ得タリト蓋シ護謨製義齒ハ常ニ口蓋粘膜炎ヲ刺戟スルノ不利アルガ故ニ義齒板ヲ「アルミニウム」ヲ以テ製スルヲ試ミタル者アレヒ此者ハ鹽酸ニ侵サレ爲ノニ屢々口内ニ不良ノ臭味ヲ起スヲ以テ恰モ食事ノ際ハ義齒ヲ取り外サニ可カラザルノ必要ニ迫ラル、ト有リシモ金銀板ヲ以テスルキハ此不利ヲ避ケ且ツ同時ニ口内ノ内容ニ消毒的作用ヲ致サシムト（獸堂抄）

○アダムキウ井ツツ氏「カンクロ

イン」ノ良効有リタル一例

(Therapeutische Monatshefte 1901, No. 8.)

クーゲル Kugel氏ハ癌腫ト診斷シタル頸部ノ結節ニ七ヶ月半ノ間アダムキウ井ツツ氏「カンクロイン」(Canroin Adamkiewicz)ヲ使用シ其容積ノ減退スルヲ睹タリト即チ最初十回ノ注射ニ由テ既ニ腕ノ疼痛減少シ手ノ浮腫ハ二十回ノ注射ノ後全ク消散シテ再ビ來ラズ患者ノ容態モ

増悪セズ而カモ稍々輕快セリ云々 (默堂抄)

○丹毒連鎖球菌ノ作用ニ因ル

「オチエナ」ノ治癒

(Deutsche Medicinal-Zeitung 1901. No. 61.)

エム、ツ、フランチェスコ M. de Francesco ハ「オチエナ」患者ノ頗ル頑固ニシテ百方治ヲ謀ルモ治癒セザリシ者ニ偶然丹毒ヲ發シテ治癒ヲ獲タル二例ヲ經驗セリト述者以爲ク「オチエナ」ハレーウエンベルグ氏ノ大球菌ニ基ク者ニシテ其丹毒ノ爲メニ治癒シタルハ或ハ丹毒連鎖球菌ガ白血球ヲ増多セシメ依テ「オチエナ」球菌ヲ撲滅セシカ或ハ丹毒連鎖球菌ガ其代謝機産物ニ由テ「オチエナ」球菌ノ培養地ヲシテ其繁殖ニ不適ナラシムルニ至ラシメタル者ナラムト (南溪抄)

○肋間ノ發音現象ニ就テ

(Zeitschr. f. klin. Medizin Bd. XLII. p. 324.)

人若シ短キ語例之バ一、二、三等ヲ發音スル際孜細ニ胸廓

ノ表面ヲ觀察スルキハ肋間ハ機能ノ完全ナル肺組織ノ其下ニ在ル部位ニ於テハ微カニ隆起スルヲ睹ルベシエ、ワイツ E. Weiz 氏ハ之ヲ「肋間ノ發音現象」(, Intercostale Phonationserscheinung)ト名ケ該現象ハ一定ノ場合ヲ除クノ外ハ(茲ニ詳記ズ)肺臟ノ境界ヲ定ムルニ應用シ得ベキ者ニシテ之ニ由テ得タル検査成績ハ略ホ打診ノ成績ニ一致スト云ヘリ (默堂抄)

○肺癆患者ニ於ケル盜汗ノ「タン」

フォルム「療法

(Berliner klin. Wochenschrift 1901. No. 26.)

ノルダー Nolda 氏ハ盜汗ヲ有スル十二名ノ患者ニストラ「タン」フォルム「療法」ヲ用井タルニ中等度ノ盜汗アル八名ノ患者中七名ハ多クハ三乃至五回ノ塗擦ノ後盜汗全ク歇ミ一名ハ著シク輕快セリ又甚ダシキ盜汗ニ罹リ從來内服外用ノ諸藥毫モ奏効ナカリシ四名ノ患者ニハ

「タンノフルム」ハ頗ル奇効ヲ奏シ其内三名ハ盜汗全ク止ミ且ツ奇殆ニモ同時ニ是マデ高カリシ體温モ平温ニ復シ第四ノ患者ハ著シキ輕快ヲ獲タリ但シ間、輕度ノ皮膚癢痺ト灼感トアリ而シテ此粉劑ハ單ニ撒布スルヨリモ塗擦スルキハ効能大ニシテ只胸部ニ塗擦スルノミニテ足レリト其他朝間ハ前晚擦入シタル部ヲバ酒精ヲ以テ清淨ニシ更ニ晚間藥劑ヲ使用スル前ニモ此法ヲ反覆シ以テ肝腺ノ排泄管孔ヲ開通セシムルヲ良トスト云フ（默堂抄）

○早期梅毒ニ於ケル急性赤色（黄色）

肝臟萎縮ノ一例

(Wiener med. Wochenschrift 1901. No. 29.)

第二期梅毒ニ於テ間、靚ル所ノ黃疸ハ多クハ輕症ニ屬スルモ罕ニハ急性黄色肝臟萎縮ノ症狀ヲ呈シテ致命スルト有ルハ人ノ知ル所ナルガア、ツルンワルドA. Thurnwald氏ノ實驗セルハ二十四歳ノ男子ニシテ該患者入院四ヶ月前硬性下疳ニ罹リ入院ノ當時第二期症ノ症候トノ腺腫、

小斑狀疹及梅毒性口峽炎ヲ有シタリキ入院後ハ直ニ塗擦療法ヲ施サレ漸ク一周回ヲ終リタル後黃疸ヲ發シ且同時ニ輕度ノ肝臟肥大ヲ起シタリシガ他ノ症狀ハ治癒シタルモ黃疸ハ殆ンド四週間變化ナクシテ存シ次デ突然黃疸症増悪シ來リ肝臟ハ縮小シ患者昏睡ニ陥井リ尿中ニハ蛋白上皮膚瘍、「ロイチン」及「チロシン」ヲ存シ四日ヲ經テ死亡セリ剖見ノ結果肝臟ノ赤色萎縮、急性間質性腎臟炎、心臟ノ脂肪變性及擴張、肺水腫及左肺尖ノ結核ヲ見タリト云フ（南溪抄）

○痒疹ノ病性ニ就テ

(Arch. f. Dermatologie u. Syphilis, LVII.)

ベルンハルト Bernhardt 氏ハ一年四ヶ月ニシテ本眞性小兒麻疹ニ罹リ八歳ノ時痒疹ニ罹リタル二十一歳ノ患者ニ就テ此研究ヲ爲シタルガ此患者ニ在テハ左右ノ両下肢及左上肢ニハ定型的ノ痒疹症狀ヲ呈セシモ麻疹セル右上肢ハ之ニ侵サレザリシト而シテ麻疹セル右上肢ノ知覺ハ全

ク尋常ニシテ且ツ血管運動神経ノ機能モ亦殆ンド尋常ナルヲ以テ述者ハ之レニ由リ痒疹ハ知覺神經障礙ニ基ク者ニモ非ズ又純粹ノ血管運動神經障礙ニ因ル者ニモ非ズ恐クハ榮養神經障礙ニシテ所謂皮膚榮養障礙 (Dystrophiae cutis) ニ屬スル者ナラムト謂ヘリ蓋シ此說ハ諸家ノ說ク所ノ如ク本症ニハ亦爪甲、皮膚、指等ノ榮養障礙ヲ來スヲ以テ其根據ヲ得タリト雖モ何故ニ榮養障礙ヲ來スヤノ眞因ニ至リテハ此症例ニ由テモ説明ヲ下スコト能ハズト云ヘリ (南溪抄)

○口腔及口唇粘膜炎ニ於ケル

皮脂腺ニ就テ

(Monatsh. f. prakt. Dermatologie,

XXXIII. No. 3.)

余ハ嘗テ本誌第十八號ニ於テ頬粘膜炎ニ於ケル皮脂腺ノ存在ニ就テ抄録スル所アリシガパウエル、ツァンデル氏ハ本題ニ就テ研究ヲ遂ゲ其成績ヲ報告セリ曰ク口唇及口腔粘

膜内ニ皮脂腺ノ存在スルコト有ルハ既ニケリツケル、アウドリー、デルバンコ、ベートマン、ホイス等諸氏ノ稱道セシ所ナルガ述者ハ四百五十人ニ付キ百三十九人ニ之ヲ認メ得タリト両性及年齢ハ別ニ認ムヘキ關係ナキ者ノ如ク其發生部位ハ殊ニ口唇ニシテ就中下唇ニ多ク(六十九人)他ノ二十人ニハ頬粘膜炎モ共ニ侵サレタリ而シテ其原因ト認ムベキハ屢々粘膜炎ノ炎症性刺激ニシテ殊ニ喫煙或ハ又不良ノ齒牙ニ由リ後者ハ殊ニ婦人及小兒ニ多ク認メタリ組織的検査ハ亦十人ノ死體ニ就テ行ヒタルガ其成績ハ從來通知セル者ト略ホ同一ナリシ但シ著者ハケリツケル及アウドリー氏ノ記載セルガ如キ毛及其痕跡ハ發見セズ且ツ著者ハホイス氏ノ臆說ノ如ク口粘膜炎ノ皮脂腺ハ胎生後始メテ發生スル者ナラムト云ヘリ (南溪抄)

○外傷性「スベト」アポプレキ

「シー」ノ一例

(Centralblatt f. inn. Medizin, No. 40, 1901.)

コルベン氏ノ報告ニシテ患者ハ中等度ノ酒客ナリ患者後頭部ニ外傷ヲ受ケシ以來頭痛ト異常ノ感ヲ其部ニ患ヘツ、アリシガ數週後路上歩行ノ際俄然失神の卒倒ヲ來シ二十時間後直ニ死亡セリ本患者ノ此卒倒ガ急性「アルコホール」中毒ニ原因セサリシトハ其前已ニ左方ノ顔面麻痺存在シ尙ホ屍體剖檢上後頭部ニ於テ長サ一半「センチメートル」許リノ骨ノ破綻部ヲ見此破綻ハ骨縁已ニ平滑ニシテ出血點ヲ以テ浸潤セラレタル硬腦膜ノ分裂ヲ伴ヘリ尙右半球ノ髓質ニハ多少顯著ナル出血竈アリテ腦實質ノ此場所ハ更ニ無數ノ小ナル出血竈ヲ以テ充サレタルニ依リテ甚タ明瞭ナリ (澤生抄)

○半身不遂後ノ關節病

(成醫會月報、第二百三十六號)

已ニ一千八百三十八年アルリソン氏ハ半身不遂後ノ關節病ヲ記載シ而シテ腦病ニ因ル半身不遂ニ伴フ關節病ハ其原因運動徑路ヲ犯ス下行性變質ニアリトナスハ又近時一

般ニ承認スルノ說ナリ而シテプロフェッショナル、ウェーアミツチユル氏ハ本症ヲ四例ニ就テ實見セラレ該半身不遂ノ四症ニ在リテハ一個或ハ數個ノ關節病ハ何レモ四日以内ニ發シ甚ク僕麻質斯性關節病ニ酷似シ壓痛輕度ノ腫脹及ビ疼痛ヲ發シ反覆再發スル丁常ニシテ間々慢性ノモノニ移行スルモノ多シト (澤生抄)

○產褥中ニ於ケル淋性心内膜炎

ノ報告

(Centralblatt f. inn. Medicin, No. 41, 1901.)

ハッリス及ビダブチイーノ両氏ハ十九歳ノ一婦人が分娩後熱發嘔吐發汗心臟衰弱等ノ諸症ヲ發シ約一ヶ月ノ後死ノ轉歸ヲ取リタルヲ見タリ而シテ子宮ノ分泌液中ニハ覆硝子標本上全ク淋毒菌ヲ見ルト無ク培養基試驗ノ成績又陰性ナリキ然レモ屍體剖見上腹腔内及ビ骨盤腔内ニ於テハ只輕度ニ混濁セル液體ヲ有セシノミナリシモ大動膜瓣ニ於テハ新鮮ナル心内膜炎ヲ有シ腎臟ハ腫脹シ且ツ尿中ニ

ハ膿ヲ混セリ而ノ子宮ニハ少シモ變常ナシ之ニ依テ見レ
 ハ本症ノ感染ハ產褥熱トセンヨリモ寧ロ多ク心臟瓣膜ノ
 病變ニ重キヲ置ク方甚ダ妥當ナリトス而カモ實際ニ於テ
 辨膜ノ病的新生物中鏡的多量ノ球菌ヲ證明シ而シテ此球菌
 ハグラーム氏法ニ脱色シ培養基の検査ニ於テハ本球菌ハ
 能クハ血寒天及ヒ陰囊水腫液ニ殖生スルモ通常ノ寒天及
 血液等ニハ決シテ殖生スルコトナク且ツ培養基中ニ於テグ
 ラーム氏法ニ於ケル脱色作用ハ十分ニ保持セリ故ニ述者
 ハ以上ノ所見ニ依リ本症ハ實ニ淋毒菌ノ作用ニ依リテ來
 リタル事ヲ証スルモノナリト云ヘリ (澤生抄)

○大動脈動脈瘤ニ伴フ軀幹ニ

於ケル他覺的證明シ得可キ

知覺ノ異常ニ就テ

(Centralblatt f. inn. Medicin. No. 41. 1901.)

フリック氏ハ已ニ二十年前黴毒ニ罹リシ一患者(四十七)
 が肋間神經ノ壓迫性炎ヲ起シタルヲ實驗シ其症候トシテ

此部ノ皮膚ニ交換的ニ來ル知覺鈍麻ト知覺過敏ニシテ而
 カモ如斯知覺異常ハ永ク一定ノ皮膚ノ區域内ニ在リテ尙
 ホ後期の痛覺ヲ此部ニ來セリ

フリック氏ハ知覺現出症候ノ如斯交換的變化ハ種々ノ感
 覺性ノ強度ノ廣サト種類ノ關係上動脈瘤ニ於テ多少特異
 ナル者トセリ (澤生抄)

○疣狀心内膜炎ニ合併セシ腦

出血ニ就テ

(Centralblatt f. inn. Medicin. No. 41. 1901.)

シンモンズ氏ハ十歳ト十一歳ノ小兒ニノ回歸性疣狀心内
 膜炎ノ經過中ニ於テ腦動脈瘤ヨリ來リシ著シキ腦出血ノ
 爲メニ斃レタルモノ、二例ヲ實驗セラレ屍體剖見上グラ
 ーム、ウロイエゲルト氏ノ染色法ヲ以テ動脈瘤ノ部即チ栓
 塞セシ微細ナル軟腦膜動脈ノ血液ヲ檢スルニ茲ニ多量ノ
 大小種々ナル球菌ノ群ヲ見、鏡的全ク葡萄狀菌ニ屬シ而
 カモ本菌ハ又二例ニ於テ共ニ心内膜ニ於テモ發見シタリ

ト之ニ依テ見レバ腦出血ノ原因ヲナセシ腦内血管ニ於ケル栓塞ハ全ク心臟瓣膜ノ含菌物質ガ血流ニ沿フテ此處ニ到リ血管壁ノ侵蝕ヨリ動脈瘤ヲ成形セシナラン尙ホシンモンズ氏ハ本例ノ外現時ニ到ル迄如斯症ト甚タ酷似セル五回ノ例症ニ遭遇セシモ何レモ遂ニ細菌ノ存在ヲ證明シ能ハザリシト (澤生抄)

* * * * *

雜 纂

○先天性二指闕損症ニ就テ

醫學得業士 高橋 常作

胎生上ノ變則トハ云ヒ造物者ノ惡戯ハ其報告日ニ頻々タリ而モ未ダ全ク其眞理ヲ得ザルガ如シ余頃日一童ヲ診シ偶然題記ノ畸形ヲ得タルヲ以テ敢テ貴誌ノ紙面ヲ汚ス若シ夫レ斯學ノ參考トモナラバ幸甚

指ノ先天性畸形ニハ大小、長短、過多、脫落、癒着、闕損等アリ彼ノ癒着性指過多症ノ如キハ屢々耳ニスル所ナリト雖凡闕損指殊ニ二指以上ノ缺損ニ至テハ夫レ或ハ稀有ナランカ

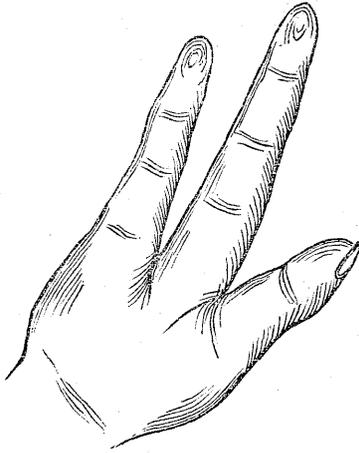
一患者、 童、 齡九歲

生來強壯ニシテ全身發育尋常畸形ノ遺傳ナク又胎生中母體ニ異變ナカシト云フ

右手ハ尋常大ナリト雖凡一見茗荷(?)ノ如ク中指及無名指ハ其掌骨ト共ニ全然缺乏シ爲メニ示指ト小指トノ裂間ハ深ク掌腕關節部ニ達セリ各指ノ運動ハ完全ニシテ殊ニ小指及ヒ示指ハ其掌腕關節ニ於テ約三分一ノ屈曲運動ヲ營ムヲ得又充分手掌ヲ開張セシムルハ其裂間ニ於テ約九十度ノ角ヲ爲スヲ得タリ各骨幹ハ共ニ尋常大(左手ノ同名骨ニ比シテ同等)ニシテ隆起若クハ肥大等ナキモ拇指球部及小指球部ハ左手ニ比シテ稍豐隆ス第三圖ハ其屈曲位ヲナセルモノニテ彼ハ之ニ依テ能ク執筆シ能ク把握シ日常ノ動作頗ル巧ナリ

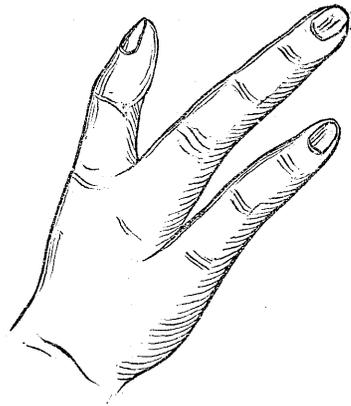
第二圖

掌面



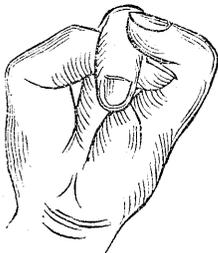
第一圖

背面



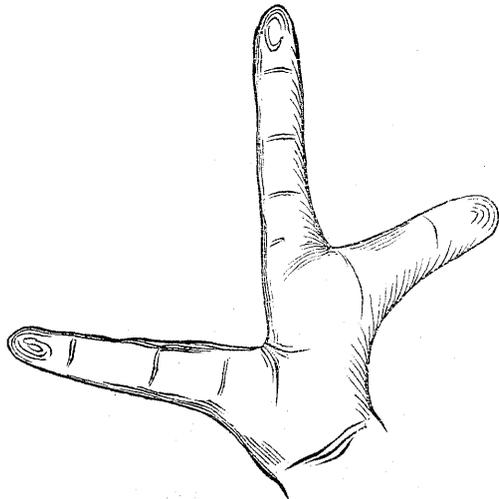
第四圖

手指屈曲



第三圖

手指張開



彼ガ母ハ痛ク此不幸兒ヲ悲ミシテ以テ實ハ撮影モガナト
思ヒシモ拙劣ナガラ此圖ヲ畫グリ讀者乞フ諒焉

○醫師モ亦政事的思想ナカル

可カラズ

醫學士 山田 謙治

此編ハ本會贊助會員醫學士山田謙治氏ガ昨年四月福井市ニ開會セル第二
回北陸醫學會ニ於テ演述シ客月發行ノ同會報告ニ載セラレタルモノニシテ
今回同學士ヨリ寄送セラレタルモノ也

滿堂諸君、本日ハ醫會ト云フ名稱アル會場ニハ少シ不似
合ノ演題ヲ掲ゲ置キ升タガ衷心諸君ニ訴ヘ度次第有テ掲
ゲタル次第デスカラ暫時御靜聽ヲ煩シ升

扱醫師ノ學課ハ大學修業年限カラ見テモ最モ長ク(四五
年前カラハ法科モ四年ニテ同年限トナリ升タケレドモ)
學資モ多ク又修業中學課モ至難ニシテ醫科ヲ止テ他科ニ
移タ例ハ屢之レアルニ拘ラズ他科ヲ落第シタ生徒ガ醫科
ニ移タ例ハ聞キマセヌ又學科ノ範圍ヲ見マスルト山林ナ
リ農業ナリ測候ナリ工業ナリ法學ナリ將外交ニ至ル迄其

關連ハ甚タ茫漠デシテ諸般ノ病原ヲ究メ公私衛生ノ普及
ヲ計リ國家衛生ヲ實行スルニ於テハ一トシテ醫學ニ關係
セザルモノナシト云モ過言デハナイト思ヒマス更ニ進テ
之ヲ往時ニ鑑ミマス西洋文明輸入ノ導線ハ醫學ニシテ
維新前歐書ヲ讀ミ得タモノハ醫師計リデシタカラ砲術ナ
リ理化學ナリ西洋ノ學術ハ總テ醫師ノ紹介ニ依テ日本ニ
輸入セラレタ者デ遂ニ本領ノ醫學ヲ捨テ政治一扁ニ身ヲ
任スノ止ムテ得ザルニ至リタル人モ尠カラヌコトデ維新
當時政治家ニテ名ヲ知ラレタル人ニシテ醫學出身ノ人ハ
枚舉ニ暇アリマヒヌ君主專制ノ時代ニ於テ既ニ右ノ如ク
政治ニ立入タル醫師ガ立憲政治ノ今日ニ至リ却テ醫師ハ
政治ノ門外漢ヲ以テ居ル有様トナリタルハ不可思議ノ次
第デシテ歐米政治ヲ輸入シテ日本ニ立憲政治ヲ啓キタル
モノ我ナレバトテ越ノ勾踐ヲ氣取テ功名遂テ五湖ニ退
キタル譯デモアリマスマイ醫ノ業ト云フハ世ニ最モ貴重
ナル人命ヲ預ルモノデ時ニ或ハ寢食モ忘ル、程ノモノデ
スカラ其職ニ是レ日モ足ラヌ爲メ稍遠キ政治ニ心ヲ注

グコトガ出來ナクナツタモノデアラウト思ヒマス、ケレ
 此熟考シマスト病床ニ呻吟スル患者ニ齷齪シテ其源ヲ正
 スコトヲセスト云フハ所謂婦人ノ情ニテ火災ニ臨ミ我家
 ノ仕末ニ汲々トシテ火根ノ鎮火ヲ忘レタルト洪水ニ狼狽
 シナガラ堤防ノ修築山林ノ整理ヲ勤メザルト同一理ト思
 ヒマス大坂ニ「ペスト」ガ流行スレバ市街掃除ヲ勵行
 シ瀛車檢疫ヲ行ヒ印度香港ニ流行病アレバ船舶檢疫ヲ行
 フ等ハ個人ノ疾病ヲ療セズシテ病因ニ遡テ之ヲ治スル一
 手段ナルガ之ヲ實行スルニハ法令ヲ以テセチバナラヌカ
 ラ此ハ政治家ニオ任セ申ストテ醫師ガ傍觀スル譯ニハ行
 マスマイ戰爭アルトキニハ毎ニ赤痢、「チフス」杯ガ流行
 シマシテ其爲ニ死スルモノハ砲彈ニ當テ死スルヨリ多數
 デスガ此ハ自ラ病因ヲ作ルモ同様デ戰爭ハ衛生ノ大敵デ
 スカラ我等醫師ハ萬國平和會ニハ双手ヲ舉ケテ贊同セチ
 バナリマセヌガ去レバトテ國勢ノ消長ニハ頓着ナク「戰
 争ハ衛生ニ害アリ」ダトテ之ヲ避クル談計ヲ主張シマス
 ハ恰モ喧嘩ヲスレバ體ガ痛イカラトテ何ヲ言ハシテモ通

テ來ルト同様デアリマシヨウ例之ハ日魯ノ關係デモデス
 平和デ治レバ此上ナキコトデスカ治ラヌトスレバ今ガ戰
 争ヲスル時デアアルカドウデアアルカハ國民タル者ノ考チバ
 ナラヌコトデシヨウ戰爭ニ勝テ國威ヲ擧ゲ萬國至ル處デ
 優遇サレテ商工業モ發達シテ御覽ナサイ戰爭當時若干人
 ノ死亡者が在テモ戰爭後國民ノ元氣ハ如何計デシヨウ喧
 嘩ヲ懼レテ道ルル人ガ朋友カラ臆病者トテ罵ラル、ト同ジ
 ク弱國ダトテ萬國カラ賤シメラレ商業ヲ行フニモ頭ハ上
 ラズ貧ノ上ニ貧ヲ重テ自滅スルニモ至ルコトデ衛生ドコロ
 ノ話テナイトニナリマシヨウ、ソコデ醫師ハ其職業ニ忠
 實ナラントスルニハ個人ノ疾病ヲ療スル計デナク進ンデ
 ハ衛生ニ關スル法令ノ編纂ニモ從事セチバナリマセヌガ
 更ニ進ンデハ國家ノ大經倫ヲ建テ我國ハ將來農工商孰レ
 テ以テ基礎トシ弊政ハ金銀何本位デアルカ又金貨本位ト
 スレバ其法ハ今日ノモノヲ是トスルカ否ヤカラシテ外國
 トノ掛引ニ至ル迄知ラチバナリマセヌ知ルト云テ自ラ之
 テ悉ク取調ル餘暇ハアリマセヌガ經濟學者ナリ政治學者

カ傳染病豫防ノ通理ヲ聞テ其大體ニ於テ我等醫師ノ説ニ賛成スルト同様右經濟又外交ノ説ヲ聞テ其大躰ニ於テ是非ヲ辨別スル丈ケノコトハナクテナラヌト思ヒマス

處テ歐米諸強國ニテ政治上醫師ノ勢力ハ如何デアルカテ見マスニ市町村會乃至縣會又國會ニ於テ其要部ヲ占テ居ル様デス私ハ十分此等ヲ調査シテ御覽ニ供シタイト思ヒマシタケレレ何分時日ガアリマセナンダカラ統計的ニ御話シスルコトハ出來マセスケレレ日本ノ様ナ有様デナイト云フコトハ斷言スルコトガ出來マス今三十一年改撰ニ成タ佛國々會議員及二十五年改撰ノ英國々會議員ノ職業別ヲ現時日本ノモノト比ベマスルト

| | | | | | | | | |
|---|-----------------|-------------------|------------|-----------|----------|----------|-----------|----------|
| | 地主 業主 農家等 | 法律家 辯護士 業者等 | 商業銀 行者等 | 文武官 吏等 | 諸工業 者 | 新聞記 者 | 醫師 業務者 | 諸般ノ 計 |
| 佛 | 一一 | 七五 | 二六 | 八七 | 五〇 | 三〇 | 五三 | 三六 |
| 英 | 九三 | 一四 | 一七 | 七〇 | 一〇一 | 三五 | 一〇 | 五六 |
| 日 | 三六一 | 二三 | 六〇 | 一九 | 九 | 五 | 三 | 四五 |

右ノ通りデスガ獨逸杯デハ尙醫師ノ勢力ガ強イト覺ヘテ居リマス尤モ日本デハ醫師計リテナク農業者計勢力ヲ占

(雜纂)

メ外ノ者ハ餘程少イデスガ然シ我職業ニ忠實ナルモノガ國家ノ大勢ニ通ジナケレバナラヌト云フハ工業家デモ商業家デモ同様ニ此點カラ見ルト農業者ハ他ノモノヨリハ却テ其關連ハ少イ様テスノニ日本ノ議會テハ農業者獨占ノ有様デアルハ不可思議ノ現象デスガ此ニハ抑モ理由ノアルコト、思ヒマス併シ此ハ横道ニ渡リマスカラ其話ハ先ツ止メト致シマシテ日本現時ノ政黨ト云フモノハ如何ト觀察シマスルト其弊ヲ矯正セントテ伊藤侯ガ作ラレタアノ政友會ノ有様ガ半年モ經ヌ内ニ御承知ノ仕末ニ成タコト考ヘテ見ルト大概分ルダロウト思ヒマス、デ今日迄ノ處ハ所謂政治屋商賣ノ人々ニ任セテ我人共ニ安心シテ居リマシタケレレ今デハ此ニ倦タニハ違ヒナイモノ、扱其改善ノ方法ニ苦デ居ルコト、思ヒマス幸ヒ議員ノ選舉法モ改正サレタコトデスカラ次回ノ撰擧デハ稍々當撰者ノ摸樣モ異ナルデアラウト思ヒマスガ我北陸ハ是迄萬事後レ勝デ有タカラ醫學者流丈ハ卒先シテ日本醫師ノ模範ト成リ度キモノト思ヒマス語ヲ變テ曰マスレバ日本ノ

醫師ハ個人ノ疾病ヲ治癒スルニハ熱心デアルケレドモ國家ノ趨勢ニハ無頓着デアルカラ外國ノ醫師ト同様或ハ更ニ一步進ンデ國家ノ經營上一要素タランコトヲ希望スルノデス

私ハ信ジマス國ノ基ハ衛生デシテ商業ナリ工業ナリ將タ陸海軍ノ準備ナリアラユル行爲ハ其目的我生民ノ健康ヲ保全スルノデスカラ何ハ措置キ醫師程政事上重要ナルモノナキ筈ナルニ今日却テ其勢力ナキモノハ職業ノ罪ニアラズシテ醫師自身ノ罪デアルト而テ私ハ希望シマス少クモ國會議員ノ五分一ハ醫師ニテ之ヲ占メ衛生省ヲ置テ其勢力ハ少クモ大藏省ノ次位ニ付ケタキモノト、終リニ臨ミ北陸醫會前途ノ成長ヲ希望シ諸君ノ健康ヲ祈リマス



漫 録

麗はしき新年よ

さ、た、生

うるはしき新年よ、あつかしき新年よ、はた希望に富める新年よ。

かくのごとくにして壬寅の新年は光明と共にわれ等の額に降り。

舊年の闇を破つて一道の曙色潮の如く迸り、更に中空にあふれてあらゆる万象に光被するところ、誰か “Let there be light.” の高聲に響きけん『創世』の太古を偲ばせらめや。而して、“that it was good?” と神の見たまひしものは、即ちわれ等のまた『善美』と観すべき約束あるものなり。

再び譬喩をゆるせ、無象の琴線は高く虚空にかこれり、微妙なる靈の妙手、軽くろの神経を撥して、清韻遙に彩

ある雲を透して『新年の譜』とよぶるとき、われ等が胸よ、共に戀と得たる少婦が、さやかにかがやく燭の下に其新郎の手と握るおどく、いかに歡喜と、幸福を以て充とされたる。

三たび譬喩をゆるせ、『時』は希望の影なる哉、秒セコンドの歩みは秒セコンドの歩みにつぎて、時計の指針は七百三十の回轉を刻む毎に、地球の上に生存する人の子は、異口同音に叫んで曰く『新年』と、この時に方りてや、恰も潮路する旅人が長き航海に倦みたる瞳子の、とある岬角をめぐりたる愉快にも比すべきや。然り、たどひ無限に對する名數の加減に過ぎずとするも、事實は永遠お向つて波羅密の到彼岸期を近づけつゝあるなり。

あゝ新年なりや、新年は人生の光明あり、インスピレーションなり、詩歌なり。

偏狹なる主觀の範籬内にろの標準を立て、こゝに新年の清福を咀はんとするものは、ろれ禍なる哉。

然れ雖、今われ等はあらためて七百の會員諸子と共にこ

ゝに幸多なる新年を祝福せんと欲するにこそ。

塵影

萍生

○身邊の人に常に務めて平和主義を以て交はるの士は、心に圭角なく、剛正の氣足らむとせられ、自己の意志に據りてのみ動くの人の、多く硬骨と稱せられ、剛毅の氣ありと目せらる、而して前者は往々買ひ損はれ、後者は常に多く買ひ被むらる、余輩は茲に其何れか是にして非あるかは、甚だ理解に苦しむ所なれども、而も其成效したるものに於ては、彼は驕駘たる春風の趣きを有し、此は稜々古松の形と成し、共に甚だ目出度きものなり。

○煙火の事業は能く人の眼を驚かささん、然も星月夜の沈靜偉大の光影には及ばざるなり。

○金錢は甚だ貴し、故に人は皆其額の大を望む、而して人自ら其額を大とするの術と知らざ、取る時にのみ思ふて使ふ時に思はざればなり、金錢の徳は取る時、持つ時に非ざらして使ふ時にあり、金の使ひ方一つあり、換言

すれは政府の規定に據るの額は、吾人の用途と満たすの徳用の量も一致せざるなり、吾人は轉た金と費して、間々自己の人品を傷け、健康を害し、甚だしきは周圍の嗤笑と招くの輩あるを憐む、彼は寧ろ金錢を害用したるものと云はんか、噫々。

○曩に青年喫煙禁止令あり、今や又學生禁酒の聲到る處に漸く大ならんとす、血氣、百年の長計を思はざるの青年、徒らに此が是非を揣摩論評すと雖ども、禁酒の風習は、とても良し、抗すべからず、自ら處する事固く、能く亂に入るに先つて、謹むを得るものは可なれど、今の學生は常識も缺くる處多く、動もすれば三杯亂に入る、滔々皆是れなればあり。

○法律規定は皆其裏面に常ふ幾何の「アウスマーメ」を伴ふ、抗して遂に勝ち得べきものにあらせ。

○保護と束縛、は一線兩端なり、是を保護すと云ふ、此を一面より見れば實は此を束縛するなり、保護ある語、其名甚だ美にして、其實未だ必しも此れに副はせ、此と

束縛すと云ふ、其稱や惡む可きに似たり、而も此を保護すと云ふと、其軒輕幾何や。

○或る暮、散策を、前に二老婦の喃喃語り行くを見る、寺院も聽聞の歸り道らし、聞けどもなく聞けは、曰く我宗派に歸依する者は極樂に行くに云ふ、神徒は高天原に、耶蘇教と信ずるものは、天國に至ると、苟も我々平等に生と人間に稟け歸く處の獨り宗教も依りて何ぞ異なるやと、噫彼等は未だ宗教なるもの、本體を腦裏に了解する能はざるものなるも、而も斯邊の疑議を狭む、優に思はざるものに抜く一等かざるか。

○當今の青年も尤も缺けたる所は、其爲す可き力も非らずして、其爲す所あふんと欲するの心にあり、とは、人と吾と共に識る所、而して遂に此語の中に踰踏たるもの多き、生活難の空氣と、大志を嗤笑する社會の罪、大ならざるも非らざれど、青年の胸中功名の活火炎々、天下を負ふて立つの氣概なく、天下國家と云ふが如きは、小學校の作文の文字よであるのみと、相率ひて、遂に所

謂平凡義主に趣く。

○逆境あるものは、甚だ恐る可きものおして、時に往々人の精神を殺と事あり、左れど、能く此を排して立つものは、少なくとも凡人を抜く數等の事をなす、見ずや、彼のウエイキンジと、彼として、堅忍不拔、海嶽の高深も、此を動す能はざらしめしもの、凜烈たる北風おして、煽々たる南風は、人をして懶怠怠慢ならしむる事を知らざるべからず。

○死亡證の診斷病名

考 堂

死亡證の診斷病名に就ては余も亦嘗て奇妙不可思議珍無類のものを見たること一再にして止まざりしが頃者偶々醫學士關場不二彦氏の主管に係る札幌北辰病院研究會より發行せる『北海醫報』の雜録中に左の一項を掲げたるを見れば茲に轉載して會員諸彦の一粲を博することゝいなしぬ

明治三十三年北海道の某都會の醫師社會より出でたる死亡證の診斷病名中頗る珍奇なる病名あり今之を左に

掲載し學術上單簡かる批評と下さんとす

心臟麻痺。とは病名お非く死因あり、他に疾病(病名)ありて心臟麻痺に因り或は呼吸筋麻痺も因て死する死因なり

精神病。とは精神の疾病と總稱しるものおして病名おあらせ、例之は野菜と云ふが如く、總稱にして午莠、大根等を區別するがごとく病名を書せざるべからず

腸壁血腫。どの能く剖檢を爲させして斯く綿密の診斷と下せるもの哉、只驚くの外なし

癌症。身體何の部分に生じたるものなるり不明なり、症とは如何、總て茫漠ならせや

銃傷。是亦何部あるかを指示せせ、注意すべきものなり、創と傷とは何れも皮膚を破る義ありと、何時の頃にやありけん創とは皮膚をきづつけ、破れたるも用ゐ、傷とは皮膚の破れざる即ち皮膚にきづのつかぬものを云ふことゝなれり、銃創とせざるべからざるか又何れの部に受けたる銃創とあふまほし

心臟慢性。是亦病名にあらざ死因でもなし、慢性心臟病とするも心臟の何病あるかを記載せざるべからず生活薄弱。と貧なる洗ふが如きを云ふ、營養不給とか營養不良とかいへるを知る然ども如斯き……噫

不全卒中 是れ不全腸室扶斯の如きもど過れるか、好し一步を譲り不全卒中(強て)とせんか……………死亡するや否?

腸炎 と單に記すべきもの非らず急性、慢性を聞ま

ほし

胃腸衰弱 どの恐らく……………のな醫學研究をのぞま

ほし

鵝口瘡 みて死すると稀なり、亞布答ならせや或は…

……………に非ざるや

心臟肥大 と云ふ病名なし心臟の他の疾病の爲め而來

る心臟の變化を言ひ顯すものにて種々の疾病(病

名)より來る、病名あわず

打撲出血 何部の打撲の不明ならずや、打撲せし部と

出血せし部とを有するか、此病名あて死亡しとせ

せんか、貴要なる部ならざるべからず、打撲とは出

血する(皮膚の破れさる)もの非らず、これと二

の病名を一にせるものあらずや

顔面骨癌腫 と顔面骨を悉く癌が侵しさるものなる

か、珍らしき者あり該實驗記事の寄贈のすまじけれ

咽頭加答兒 とは病名なれども死すると稀なり、或は

咽頭の外の……………にこわらざるか又急性慢性を聞

まわし(他は省略す)

古墳

釣雪漁郎(笹岡)

杉の葉越しに月青きこと幾年?、その影と長へに蒼みたる大蛇が池に落すこと幾年?、山も眠り水も眠り林も眠りたる實……………寂實の裏あ、千年の苔蝕せる古墳一ツ。

昔ながらの月、老杉の翠あ宿り、墳影は尙大蛇が池に横ひる、月若し語らば!、山若し物謂は!、あ!、如何せん月答へず、山眠れり、されど、雨露も磨滅したる碑面は覺束なくも昔と語れり。

女郎花 折手よかゝる 白露と

と、上を謂つて下句と語らず、これ果して何の心?、我も知ろせ、山亦答へせ、水なほ語らず。

或日のこと、何處より流れ來りけん、黄昏の雲を縫ふて飛ぶ怪しき鳥の聲と共に、一笠、一節、瓢々然として墳前に結跏しさる一人の行脚、星眸靜に月と仰ぎて詠すらく。

むかしぐけふか あらぬ泪か

* * *

* * *

萬壑寂かに水色亦靜かに、千年の古墳、行脚の僧、茫々、
漠々、両つながら白雲！。

○祝十全會雜誌改良

高橋常作

好是一篇新一篇、篇々真似杏林鮮、十全會獲十全力、
唯不醫人醫視田。

○

夏夜坐月

鷺山香屋

鵬際晴開九萬天、海中漁火是何邊、追風狂浪如奔馬、
忽觸巖確碎作煙。

秋晚閑居

更無一客叩荆關、獨閱詩篇晝自閑、倦出吟房庭外步、
葉零林隙認前山。

夜聞落葉聲

三更忽驚夢、霜月在西軒、初訝風潮至、已知木葉翻、
淒々棉袞冷、點々紙窓喧、獨有孤松影、鬱然立夜園。

送友人歸鄉

笑話半年同客亭、羨君業就上歸舲、料知救瘡起沈日、
裁橘人來滿一庭。

○

新年梅

故小田隆甫

いちいやく小瓶ふ梅をさしそへて

ことほぎかえず新としのひろ

菊

から大和おなし名なれば二の花を

めづるところのかはらざるらん

時雨

遠山は時雨ふるらし入日さそ

山のあまたに虹わたる見ゆ

* * * * *

右三首、舊會員小田君の遺稿なり、今偶々筐底を探
りてこの遺墨を得たり、蓋し多少の感なくんばあら
ま。乃ち十全會雜誌に掲載と乞うて、いさゝか亡友
の記念として會員諸子に頒たんとすと云爾。

友の一人なる某附記す

木枯ふ吹かれて星の流れけり

○清花素影録

釣雪漁郎

勅題新年梅

梅が香や十戸の村の雪明り

白梅や折鶴なんぞつるすべう

短冊に梅折こそへて贈りけり

黒塀を折れて梅咲く月夜かな

縁遠き女よ賣りぬ懸想文

武者の子の家を自慢や弓始め

題虎畫(冬)

畫きちらと虎や岸駒が冬籠

子をつれて虎や水飲む湖の鴛鴦

* * *

郷友尾倉一英君血を略く

と聞きて

略血の寒き晨や水仙花

學友故小田地塘君を想うて

うつり住んで世と極樂の小春哉

○冬十句

さ、た、生

炭團干す垣根しづかお時雨れけり

家鴨飼ふ水のにごりや葱の屑

御佛事の鳩に餌をやる日南かな

霜ふみて大根曳くなり裏畑

紙衣はる反古や笑しきものもあり

駟の人と雪沓の人と夕小橋

木枯の雨ともあふぬけしきかな

神の灯と守る白衣の人寒し

寒き夜の蒲團かぶれば足ぶ出る

ふりうへる師走の市や人の聲



實報

○叙任及辭令

依願囑託ヲ解ク

(十一月五日、石川縣)

藥品監視員囑託

堤 從清

依願囑託ヲ解ク

教務囑託

木下 克雄

婦人科學產科學ノ教務ヲ囑託ス

(十一月十八日、本校)

越野義三郎

石川縣鹿島郡御祖村立小學校醫

藤井 温良

石川縣鹿島郡御祖尋常小學校醫ヲ囑託ス
年手當金拾貳圓給與

(十一月二十日、石川縣)

石川縣鹿島郡鳥屋村立小學校醫

野村 亮吉

石川縣鹿島郡第一鳥屋尋常小學校醫ヲ囑託ス
年手當金拾貳圓給與

石川縣鹿島郡第二鳥屋尋常小學校醫兼務ヲ囑託ス
年手當金參圓給與

石川縣鹿島郡高階尋常小學校醫兼務ヲ囑託ス
年手當金拾貳圓給與

石川縣鹿島郡相馬尋常小學校醫兼務ヲ囑託ス

年手當金參圓給與

石川縣鹿島郡吉田尋常小學校醫兼務ヲ囑託ス

年手當金參圓給與

石川縣鹿島郡瀨戸尋常小學校醫兼務ヲ囑託ス

年手當金四圓給與

石川縣鹿島郡餘喜村小學校醫

武田 榮藏

石川縣鹿島郡餘喜尋常高等小學校醫ヲ囑託ス

年手當金貳拾圓給與

石川縣鹿島郡御祖尋常高等小學校醫

藤井 温良

石川縣鹿島郡久江尋常小學校醫兼務ヲ囑託ス
年手當金六圓給與

(十一月二十六日、石川縣)

陸軍一等軍醫正七位勳六等

野口詮太郎

各通

陸軍一等軍醫正七位勳六等

鶴見金十郎

叙勳五等授瑞寶章

(十一月三十日、賞勳局)

依願雇ヲ免ス

雇 八牧 政孝

(十一月三十日、本校)

叙正七位

從七位勳六等

磯田 正謙

(十二月十日、宮内省)

任陸軍三等軍醫

關口通太郎

(十二月十日、内閣)

補東京衛戍病院附

陸軍三等軍醫

關口通太郎

(十二月十日、陸軍省)

講師ヲ囑託ス

太田 精一

雇申付

岡島 敬治

解剖學副手ヲ命ス

岡島 敬治

(十二月十二日、本校)

石川縣河北郡津幡尋常高等男兒小學校醫

大屋 保治

依願石川縣河北郡中條尋常高等小學校醫兼務囑託ヲ解ク

(十二月十二日、石川縣)

依願囑託ヲ解ク

體操副科劍道教授方囑託

香川善次郎

(十二月十四日、本校)

叙正七位

從七位 鈴木寛之助

叙從七位

正八位 中野 才幸

叙從七位

正八位 鹽谷 義一

(十二月十七日、宮内省)

陞叙高等官四等

内務技師兼臨時檢疫事務官從六位

野田 忠廣

(十二月二十日、内閣)

講師 湯目 隆績

任金澤醫學專門學校教授兼第四高等學校教授

叙高等官八等

(十二月二十一日、内閣)

正 前號會報欄叙任及辭令ノ項中笠間太作君ハ陸軍三等軍醫トセシハ陸軍一等軍醫ノ誤ナリ

○會員動靜

▲陸軍衛生部依託生徒の入隊 本校卒業生佐伯亮齊、早瀨三求、高多久正の三氏之去月二十七日陸軍衛生部依託生徒を命せられ尙ほ十二月二日佐伯早瀨の二氏ハ見習醫官に高多氏は見習藥劑官に任命せられ同日歩兵第七聯隊へ入隊せられたり

▲太田精一氏 特別會員たる同氏は今般本校講師を囑託せられ病理學講義の一部を擔當せらるゝことゝなれり

▲久津木勝作氏 特別會員たる同氏は本春早々上京の上東京帝國大學へ入學研究せらるゝ筈なりと

▲小西俊三氏外四氏 特別會員たる小西俊三、宮井勇、辻本辰之助、酒井政太郎、中西政太郎の五氏は曩に一年

志願兵として入隊の處終末試験に及第し見習醫官と命せられ十二月一日より更ふ小西、宮井、辻本、酒井の四氏

は歩兵第七聯隊に、中西氏は大坂歩兵第三十七聯隊に於て豫備勤務を繼續せらると云ふ

▲香川善次郎氏 本校劍道教授たりし同氏は今般都合上

辭職せられ郷里香川縣へ歸られり

▲杉山弘齊氏 特別會員たる同氏は目下郷里に於て靜養中の處本春早々上京の上傳染病研究所に入り細菌學を研究せらるゝ豫定の由

▲金子太須計氏 特別會員たる同氏は曩に東京帝國大學に於て眼科學研究の處今般辭職の上郷里に於て開業せらるゝと云ふ

▲湯目講師 は今回本校教授兼第四高等學校教授に任せられ高等官八等に叙せられたり

▲藏尚太郎氏 特別會員たる同氏の目下富山縣市立病院内科部に勤務せらるゝと云ふ

▲室田万三郎氏逝矣 特別會員たる同氏は久しく郷里福井縣坂井郡鶉村砂子坂に於て開業の處昨年八月死去せられたりと痛悼の至りに堪へず

▲小山隆甫氏逝矣 通常會員たる同氏と去月十八日俄に逝去せられたり氏と品行頗る方正おして學事に熱心の譽高ういりしが一朝にして異界の人となる悲むべき哉

○木村博士の謝狀

曩に本校教授木村孝藏氏が博士の學位を授與せられたるを祝せんが爲め我十全會員中の有志者より紀念品と贈呈したるは過般同教授より左の謝狀を寄せられたり

拜呈時下寒氣に向ひ候處益御清祥之段奉賀候陳者小生儀昨年學位受領致候事御聞及相成り御祝ひ被下結構なる品々御寄贈被成下過般發起人諸君より別記目錄之通り拜受仕候不相變御厚情之段實お感謝之至に奉存候右品々と小生之最も光榮ある紀念品として永く子孫に傳へ可申又不肖ながら益我醫道に盡し以て御厚意に酬ひ度奉存候右御禮迄得貴意度如此に御座候敬具

明治三十四年十一月

醫學博士 木村 孝藏

十全會員殿

目錄

一金屏風

一双

狩野周信筆

一星 松鶴 竹鶴 圖

三幅

以上

○紀念書籍寄附

像て金澤病院内科部醫員たりし故醫學得業士八田外二君の紀念として今回發起人總代木下克雄氏の手を経て左の書籍と本會へ寄附せらる尙ほ右書籍代の殘餘金參圓參拾參錢は書籍代として其購求方と本會雜誌部へ依託せられたり

- 一 ヤエノテル氏細菌學 一部
- 一 チーグレル氏病理總編 一部
- 一 チーグレル氏病理各編 一部

○第一學期試験の規定の如く去月二十日より始り同二十四日と以て全く結了せり

○三十三年度十全會費決算報告

今回此報告書を得たれば延引ながら左に之を掲ぐ

本會ハ第四高等學校々友會ノ壹部ノ處本年六月該會ヨ

リ基金等分割セリ

一金參百七拾八圓參拾七錢貳厘

第四高等學校校友會ヨリ引繼高

一金貳拾八圓八拾七錢五厘

分立後収入高

合計金四百七圓貳拾四錢七厘

内金百四拾貳圓參拾七錢八厘

分立後支拂高

差引殘金

金貳百六拾四圓八拾六錢九厘

三十四年八月三十一日現在高

尙又三十三年度収入豫算額金五百八拾壹圓七拾八錢三厘

支出豫算額金五百七拾六圓也別記決算表之通り

一金貳拾貳圓四拾參錢四厘

收入豫算ニ對シ超過

一金百參圓九拾錢

支出豫算ニ對シ殘餘

計金百貳拾六圓參拾參錢四厘

豫算外收入

一金八拾圓

一金參圓九拾錢

一金七圓八拾五錢八厘

計金九拾壹圓七拾五錢八厘

豫算外支出

一金拾五圓

艇庫并ニ端艇等ニ對スル價格ノ三分一十全會ヘ交付高
 フートホール部等ノ物品分配ノ平衡ヲ保ツガ爲十全會ヘ交付高
 三十三年十二月ヨリ三十四年五月利子分割高

聯合端艇競漕會費ヘ支出高

| | | |
|-------------|---------|---------------|
| 第一目 大會費 | 二〇,〇〇〇 | |
| 第二目 常會及語學部費 | 一三,〇〇〇 | |
| 第三目 臨時會費 | 二,四〇〇 | |
| 第四目 講話材料費 | 五,〇〇〇 | |
| 第二項 雜誌部 | 三四七,四五五 | |
| 第一目 雜誌費 | 三三,三七五 | 雜誌印刷及製本並圖書彫刻費 |
| 第二目 通信費 | 八,五〇〇 | 雜誌郵送費其他通信費 |
| 第三目 消耗品費 | 一〇,七〇〇 | 用紙筆墨費 |
| 第四目 新聞費 | 二,八〇〇 | 三新聞代 |
| 第五目 製本費 | 二,〇〇〇 | |
| 第六目 雜費 | 二,〇〇〇 | |
| 第三項 遊技部 | 一五,〇〇〇 | |
| 第一目 秋季運動會費 | 六〇,〇〇〇 | |
| 第二目 春季運動會費 | 三〇,〇〇〇 | |

| | | |
|------------|--------|---------|
| 第三目 ロンテニス費 | 二四,〇〇〇 | |
| 第四目 端艇基金 | 一,〇〇〇 | |
| 第四項 劍道部 | 二五,〇〇〇 | |
| 第一目 寒稽古獎勵費 | 一〇,〇〇〇 | |
| 第二目 春季大會費 | 一三,五〇〇 | |
| 第三目 有功賞費 | 二,〇〇〇 | |
| 第五項 柔道部 | 二五,〇〇〇 | |
| 第一目 寒稽古獎勵費 | 一〇,〇〇〇 | |
| 第二目 春秋大會費 | 一三,五〇〇 | |
| 第三目 有功賞費 | 二,〇〇〇 | |
| 第六項 弓術部 | 三〇,〇〇〇 | |
| 第一目 大會費 | 一五,〇〇〇 | 獎勵費共 |
| 第二目 備品費 | 一二,〇〇〇 | 弦、鞞、的、矢 |
| 第三目 雜費 | 三,〇〇〇 | 的及張替料 |

| | | | |
|---------|-------------|--------|------------------|
| 第七項 會務費 | 第一目 備品費 | 二,〇〇〇 | |
| | 第二目 印刷費 | 二,〇〇〇 | |
| | 第三目 消耗品費 | 八,三六六 | 用紙、筆墨、印肉 辨炭油茶 |
| | 第四目 雜費 | 五,〇〇〇 | 手當等 |
| 第八項 豫備費 | 第一目 豫備費 | 三,六四四 | |
| 經常部合計 | | 六五,八七七 | |
| 臨時部 | | | |
| 第一款 弓術費 | 術費 | 一八,七〇〇 | |
| | 第一目 弓新調費 | 六,〇〇〇 | |
| | 第二目 南山移築費 | 六,〇〇〇 | |
| | 第三目 的場土屋新造費 | 六,七〇〇 | |

| | |
|-------|--------|
| 臨時部合計 | 一八,七〇〇 |
| 合計 | 九七,五七七 |

○校外特別會員支部（三十四年度豫算）

支出

- 第一目 雜誌部（百七十二部） 104,九二
- 第二目 通信費 110,110
- 第三目 雜費 11,000

収入

- 校外特別會員會費（百七十二名分） 三三,000
- 內譯
- 本年度卒業生卅一名分金參圓宛 九,三〇〇
- 本年度以前卒業生百四十一名分金壹圓宛 141,000

○級會其他

▲十一月二十六日午後二時より五時迄醫學科第一年級々會を、同じく十二月一日午後一時より福井縣郷友會をいづれも本校内濟々堂に開會せり

▲武道寒稽古 例に依り一月十日より三十日間劔道及柔道の寒稽古を本校濟々堂に於て開始の筈なり尙皆勤者に其賞として「メダル」を附與する由

○醫學科第十四回卒業生諸氏の寫影寄贈 本年十一月醫學科卒業生諸氏の寫眞壹葉を特別會員岡島敬治君總代として十全會へ寄贈せられたるを以て例により濟々堂へ掲ぐることにせり

○青年節酒會徽章の寄贈 明治三十一年七月學生諸氏より成る青年節酒會の曩に本校の禁酒會發布の結果自然解散することになり依て紀念として右紀章壹個を委員土田久三郎、藤田敏彦の二氏より本會へ寄贈せられたり

○棋器一組の寄贈 木村博士より本會遊技部へ棋器一組を寄贈せらる

○會員名簿 本號に之別に附録として本會會員名簿を添へたり

○五箇年分會費前納者 校外特別會員喜多外太郎、渡字貞、田中一次郎の三君と本年度より向ふ五箇年分の會費

金參圓と前納せられたり

○退任の辭

本誌前號所載の如く岡島敬治、爪生尹重及渡邊十治の三氏と在學中我雜誌部委員として常に拮据最も力を盡されりしが過般左の一編と寄せられれば茲に掲ぐることにしぬ

秋深くして木葉漸く落ち、瀟氣正に瀟灑たり、此時に方り生等僥倖あして、四年の學業と卒へ、將に故山より歸耕せむとす、謂ふに至慈至仁なる恩師の膝下を辞し至懇至篤なる同窓諸兄と袂を分ち、今や筆硯の曠囑と我至愛ある十全會雜誌より解かむとぞ、秋風鱗繪の情何ぞ禁せむ、回顧すれば、明治二十二年九月二十一日、時に第四高等學校々友會勸建に際し、生等の非才を以て誤て清薦と蒙り編輯の重任と負ひしや、當時傍らに謂へらく、編輯の事たる難は即ち難ならむと雖も須らく渾身の勇を鼓し駑駘も答ち鞠躬努力以て其責と曠ふせざるを期せむと、烏兔匆匆と年と閱する既に三策萬、號を重ねる正は十回、其間歲月敢て短きあ非ず、號數寧ろ少しと云ふ能はず、然るも驪を既往の業績を省みれば、中心忸怩汗背あ洩すると覺ゆ、然れ共會員諸

兄の寛仁なる窮を哀み苦と悼みてか遂に一言の罪責に及ぶ處なく、又生等が失行環瑾の甚しきを暴露せず、辛ふじて尸位素餐の譏を遣るゝを得せしめたるを、職として小川、下平兩雜誌部委員長の誘掖指導の渥きと、先進諸君の熱誠なる補翼とは、能く會運をして日進月歩の旺盛に赴らしめたるの功勞を歸せざる可からず、之れ大に生等の肝銘措く能はざる所なり。

惟ふは編輯の事たる固より至難の業に屬す、煩雜なる學事半ば抛つゝあらざれば到底大方の囑望を充す可くもあらざ、然るを傍人動もすれば嘲りて曰く誌上一も面白きものなし、或と近來誌上の活氣萎靡として振とせよか、督責冷評常は編輯員の頭上に落つ、嗟吁評するを易く行ふと難し、天下の事須らく身其肩に膺りて然る後其難易と卜するに足る、况んや一校を代彰する雜誌の盛衰に直ちに校名の隆頽に關する恰も影の形に従ふが如く重且大なるをや。若し夫れ自ら面白からずと見ば何ぞ自ら進むで面白くするの策を講ぜざるや、萎微不振と認めば焉ぞ奮つて陸離たる光彩と添はざるや、自ら其非を悟つて以て其是と勸めず。徒らふ罪を編輯員のみ嫁せるは、所謂自暴自棄よあらせや。抑我十全會雜誌たる數名の編輯員の雜誌も非せ、會員全體の雜誌なり、即ち我校唯一の機關也。

唇齒相扶け輔車相依る、衆心一致すれば底事な遂げざらむ、編輯員の抱負如何に絶大あるも、區々たる微力以て之を如何とも爲し難し。
今や新進の英才生等に代りて編輯の任を襲がる、自今以後更に赫々たる光輝を放つの隆運に向へむい生等の刮目して待つ所あり。茲に緩と解き、翰墨を擲にし、恬退するに蒞み、敢て不祥の言を恣よし、更に筆を洗ふて敬で、會員諸君の健福と祝す。

明治三十四年十一月

前雜誌部委員 岡島敬治 爪生尹重 渡邊十治

○退會及死亡者

△退會者

通常會員 加藤法惠
全上 青木英一
全上 中原清

△死亡者

通常會員 小田隆甫

* * * * *

通信

○杉山弘齊氏の通信

(十二月十日發 松田菊治君宛)

(前略) 小生目下無爲銃を肩に小鳥を追ひ廻し遊居り中候。明年早々上京北里氏の傳染病院にて細菌學なりとも多少研究仕度心得候然れども若し明年兵役を免ぜられ候曉に、是非兩三年私費を投じ獨國へ留學いたし度心組にて目下家政整理中に有之候(中略) 本日雜誌第二十號到着拜見實に體裁の改良に、驚き入申候各委員諸君の御骨折の程感謝の至りに御座候倍々本會の爲め層一層御盡力の程希望仕候云々

○爪生尹重氏の通信

(十二月廿日發 松田菊治君宛)

(前略) 小生も其後之何の爲と處も無之今猶碌々罷在候。何分久敷身神と勞し候後なれば境遇等の變化に従ひ一時

ハ只茫然たる有様に御座候先本年中の専々靜養致し來春を待ちて開業披露を可致歎と略決定致候(中略) 十全會雜誌正に落手仕候豫てより改良の御嘶等も承り居候ひしも一見大に長足の改良を見たるハ實に欣喜の至りに不堪候委員各位の御奮勵歷々として誌上お証と可く候現今も殆ど完璧お近く他に比して毫も遜色無之と自信致候多少の縁故ありし小生の如き誠と爽快と感し申候尙ほ以後如何なる光輝と放つ可きや刮目して待つ處に御座候云々(後略)

○渡守貞氏の通信

(十二月廿日發 松田菊治君宛)

(前略) 諸先生諸兄の御尽力は依り本會が益隆盛と趣き會誌の面目を一新せる實に嬉しく嬉しくて堪へられませんど一予爾後其に何分の御奮發偏お願ひます云々次に甚だ無理の注文の知れぬが、ちと御金が溜りましたら、こゝに御計畫と願ひたいと思ひますが駄目でしょう、夫れは雜誌の出ます度お諸先生の御肖像(出來ますならば同

窓諸君のもの)を一二面づゝも寫真版かなにかで御挿入を願ひたいと常に考て居ります、當縣下(朽木縣)で四高時代の以後に出身した同窓生は田代君と小生の二人計りで誠に心淋しく感じませ、もし少し殖へましたらば大に野州の平原に活動を試みようど絶へず心掛けて居ります云々

* * * * *

公文

○勅令第二百二十三號

日本赤十字社條例

第一條 日本赤十字社ハ陸軍大臣海軍大臣ノ指定スル範圍内ニ於テ陸海軍ノ戰時衛生勤務ヲ幫助スルコトヲ得

第二條 日本赤十字社社長及副社長ノ就任ニ付テハ勅許ヲ與ヘラルヘシ

第三條 陸軍大臣海軍大臣ハ第一條ノ目的ノ爲日本赤十字社ヲ監督ス

第四條 第一條ノ勤務ニ服スル日本赤十字社ノ救護員ハ陸海軍ノ紀律ヲ守リ命令ニ服スルノ義務ヲ負フ

第五條 戰時ニ於ケル日本赤十字社ノ人員材料ノ官設鐵道ニ於ケル輸送ハ陸海軍軍人及軍用品ニ準スヘシ

第六條 戰時服務中日本赤十字社ノ理事員、醫員、調劑員及看護婦監督ハ陸海軍將校相當官ノ待遇ニ、書記、調劑員補、看護婦長、看護人長及輸長ハ下

士ノ待遇ニ、看護婦、看護人及輸送人ハ卒ノ待遇ニ準ス
第七條 戰時ニ於ケル日本赤十字社救護員ノ宿舍糧食舟車馬ハ場合ニ依リ官給トス

○文部省訓令第三號

北海道廳府縣

師範學校本科生徒病類別患者表左記様式ニ從ヒ毎年四月三十日限り文部大臣ニ報告スベシ

本令ノ調査ハ明治三十五年四月一日ヨリ施行スベシ

明治三十四年十二月四日

文部大臣理學博士 菊池大麓

(生徒病類別患者表及様式説明略ス)

○内務省令第三十九號

「ベスト」菌取扱取締規則左ノ通定ム

明治三十四年十二月二十五日

内務大臣 男爵内海忠勝

「ベスト」菌取扱取締規則

第一條 生活「ベスト」菌又ハ之ニ疑ハシキ細菌ヲ貯藏シ其ノ培養又ハ動物試驗ヲ行ハントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

一 検査所ノ名稱及位置

二 検査所建物ノ構造、敷地ノ坪數及圖面

三 所長、主任者及主任代理者ノ氏名、履歷

前項ノ認可ヲ受ケタル後前各號ノ事項ニ變更ヲ要スルトキハ更ニ認可ヲ受ケヘシ

受ケヘシ

地方長官ハ必要ト認ムルトキハ認可ヲ取消スコトヲ得

第二條 検査所ノ開始及廢止ハ五日以内ニ地方長官ニ届出ヘシ

第三條 検査所ハ他ノ建物ト隔離スヘシ但シ一建物ヲ區畫シテ其ノ一部ニ検査所ヲ設ケルコトヲ得

検査所ニハ少クモ左ノ三室ヲ設ケ其ノ出入口ノ戸扉ニハ鎖鑰ヲ備フヘシ

一 「ベスト」菌ノ培養及顯微鏡検査室

二 試験動物ノ收容及解剖室

三 消毒室

第四條 検査所各室ノ床及側壁ハ不透透質ノ材料ニテ造リ洗滌消毒ニ便ニス

ヘシ

窓、換氣孔、排水孔、其ノ他外部ニ開口スル孔隙ハ蚊蠅ノ出入ヲ防クニ

足ルヘキ密緻ナル金網ヲ以テ被フベシ汚水溜ニハ蓋蓋ヲ設ケ其ノ周壁及

排水管ハ不透透質ノ材料ニテ造ルヘシ

第五條 検査所ニ於テハ左記ノ器具、装置ヲ設備スヘシ

一 生活「ベスト」菌及有菌ノ疑アル材料ノ容器

二 試験動物容器(硝子器若クハ磁器又ハ金屬板ヲ張りタル箱ニシテ金

網製ノ蓋ヲ有スルモノ)

三 消毒装置(燒却爐、蒸氣消毒器、乾熱消毒器、消毒藥劑ノ類)

四 其ノ他「ベスト」菌ノ検査ニ必要ナル物品

第六條 検査所主任及其ノ代理者ハ「ベスト」菌ノ培養「ベスト」菌ノ検査及

試験動物ノ取扱其ノ他ノ取締ニ關シ左ノ各項ヲ遵守スヘシ

一 主任又ハ其ノ代理者ノ在ラサルトキハ助手、使丁ヲ検査室ニ留マラ

シムヘカラス

二 検査室、動物室、消毒室等ニハ猥ニ他人ヲ入ラシムヘカラス

三 何人ト雖モ検査室動物室消毒室ニ入ル際ハ豫防衣ヲ著シ出ルトキハ

之ヲ脱シ手足ヲ消毒スヘシ又室内ニ於テハ飲食喫煙スヘカラス

四 豫防衣ハ一週二回以上消毒ヲ行ヒ之ヲ洗濯スヘシ若病毒ニ汚染シタ

ルトキハ其ノ都度消毒ヲ行フヘシ

五 検査室ニハ無用ノ物品ヲ置クヘカラス

六 室内ノ物品ハ消毒ヲ行ヒタル後ニ非レハ他ニ搬出スヘカラス

七 生活「ベスト」菌及有菌ノ疑アル材料ハ確實ニ閉鎖シ得ヘキ容器ニ納

メ主任又ハ其ノ代理者ノ外手ヲ觸ル、カラス

八 汚物ニ觸レタル物品ハ速ニ消毒ヲ行ヒ又燒却スヘシ

九 一度検査室ニ入レタル動物ハ殺殺ノ上燒却スヘシ

十 斃死シタル試験動物ハ燒却スヘシ

十一 汚水溜ノ汚水ハ消毒ヲ行ヒタル後ニアラサレハ他ニ搬出スヘカラス

十二 主任又ハ其ノ代理者検査室ヲ退室スルトキハ出入口ノ戸扉ニ鎖鑰ヲ

施スベシ

第七條 生活「ベスト」菌及有菌ノ疑アル材料ノ紛失又ハ試験中ノ動物逸シ

タルトキハ其ノ事由ヲ具シ直ニ所轄警察官署ヲ經テ地方長官ニ届出ヘシ

第八條 生活「ベスト」菌及有菌ノ疑アル材料何人ト雖モ之ヲ授受スルコ

トヲ得ス但シ検査所間又ハ官廳ト検査所間ノ警察官署ノ認可ヲ受タル場

合ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 生活「ベスト」菌ヲ遞送スル場合ニハ培養物ヲ入レタル硝子管ヲ熔

閉シ濾過紙又ハ綿等柔軟ナル物ヲ以テ被包シ「ブリキ」罐内ニ入レ更ニ之

ヲ木箱ニ納メ柔軟ナル物ヲ以テ填充シテ嚴封ヲ施シ「注意物」ト明記スヘ

シ

患者若ハ死體等ヨリ採取シタル検査材料ヲ遞送スル場合ニハ之ヲ密閉シ

得ル硝子壘内ニ納メ前項ニ準シテ之ヲ處置スヘシ

第十條 診断ノ目的ヲ以テ臨時施行スル醫師ノ検査ニ對シテハ本則ヲ適用

セス但シ地方長官ハ必要ト認ムルトキハ検査ヲ停止スルコトヲ得

第十一條 第一條第八條ニ違背シタル者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 第二條第七條ニ違背シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

第十三條 府縣郡市町村其ノ他公共團體ニ於テ行フ「ベスト」菌取扱ニ關シ

テハ本則ノ規定ヲ適用ス

第十四條 本則施行ノ際現存スル検査所ハ明治三十五年六月三十日迄ニ本

則ニ依リ認可ヲ受ケヘシ

○會費領收

(十二月廿五日迄)

| | | | |
|-----|------|----------------|---------|
| 金參圓 | 三ヶ年分 | (自三十四年度至三十六年度) | 渡邊 十治君 |
| 金參圓 | 全上 | (全上) | 武曾 三郎君 |
| 金參圓 | 全上 | (全上) | 山崎 芳太郎君 |
| 金參圓 | 全上 | (全上) | 竹松 衛君 |
| 金參圓 | 全上 | (全上) | 杉山 弘齊君 |
| 金參圓 | 全上 | (全上) | 毛利 靜一君 |
| 金參圓 | 全上 | (全上) | 飯塚 忠男君 |
| 金參圓 | 全上 | (全上) | 湯本四郎左門君 |
| 金參圓 | 全上 | (全上) | 爪生 尹重君 |
| 金參圓 | 全上 | (全上) | 吉江 衆太郎君 |
| 金參圓 | 全上 | (全上) | 久津木 勝作君 |
| 金參圓 | 全上 | (全上) | 柏木 教介君 |
| 金參圓 | 全上 | (全上) | 杉山 政長君 |
| 金參圓 | 一ヶ年分 | (卅四年度) | 高澤 甚作君 |
| 金壹圓 | 全上 | (全上) | 野村 亮吉君 |
| 金壹圓 | 全上 | (全上) | 橋本 喜入三君 |
| 金壹圓 | 全上 | (全上) | 高橋 常作君 |
| 金壹圓 | 全上 | (全上) | 勝木 直吉君 |
| 金壹圓 | 全上 | (全上) | 小西 俊三君 |
| 金壹圓 | 全上 | (全上) | 橘 薫君 |
| 金參圓 | 五ヶ年分 | (自三十四年度至三十八年度) | 喜田 外太郎君 |

| | | | |
|----------|------|----------------|----------|
| 金壹圓 | 一ヶ年分 | (卅四年度) | 白井 精一君 |
| 金壹圓 | 全上 | (全上) | 關屋 林之助君 |
| 金壹圓 | 全上 | (全上) | 崎 達 郎君 |
| 金壹圓 | 全上 | (全上) | 宮 井 勇君 |
| 金壹圓 | 全上 | (全上) | 辻 本 辰之助君 |
| 金參圓 | 五ヶ年分 | (自三十四年度至三十八年度) | 渡 孚 貞君 |
| 金參圓 | 全上 | (全上) | 田 中 一次郎君 |
| 金壹圓 | 一ヶ年分 | (卅四年度) | 東 良 平君 |
| 金壹圓 | 全上 | (全上) | 藏 尙太郎君 |
| 小計金五拾貳圓也 | | | |

○再び會費未納の諸君に告ぐ

從來の贊助會員諸君よして雜誌代金延滞の諸君に對して
 前號に於ても御仕拂方督促に及び候へ共尙ほ未だ御送
 金無之方處からそ前回にも申上候如く先般本會規則改正
 の結果殊に會計整理上甚だ困難と來たし候に就き此際至
 急御拂込被下度尤も斯く屢々御督促及び候も依然御送
 金無之に於て之不得止次號より雜誌の發送を停止可致候
 間此儀豫め御承知置可被下候

明治卅四年十二月廿五日 十全會雜誌部主計

表 一 第

圖 一 第



圖 三 第

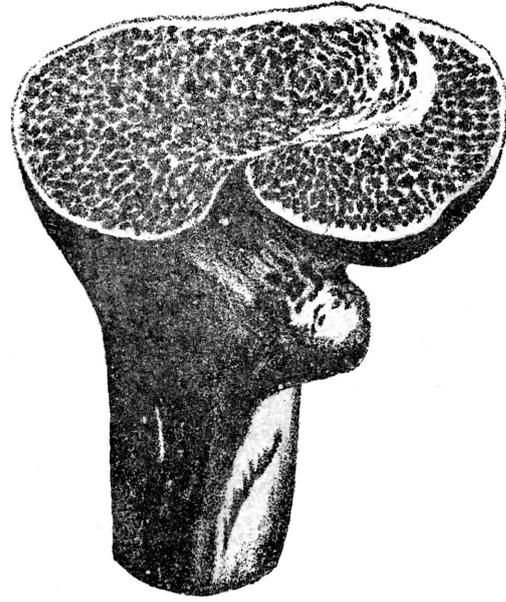


圖 四 第

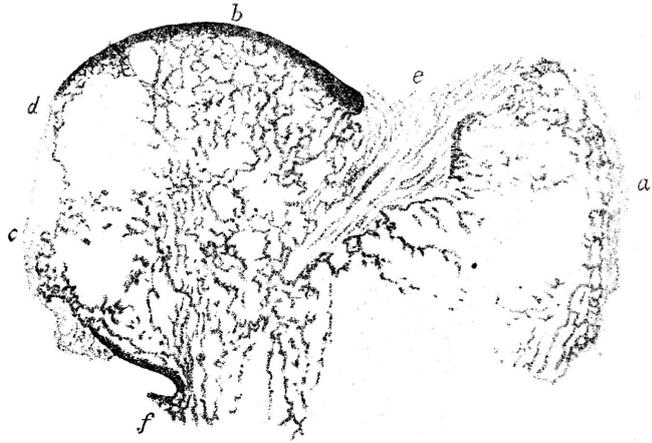


圖 五 第

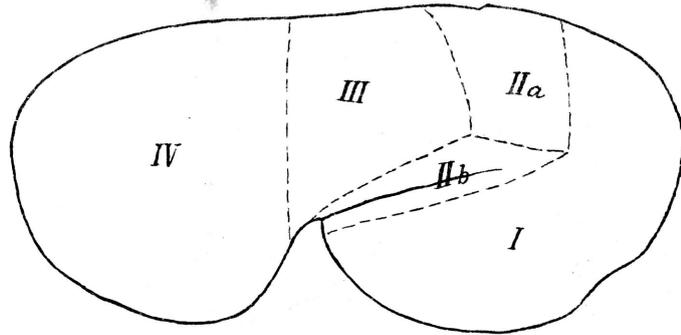


圖 二 第



圖 六 第



圖 九 第



圖 八 第



圖 七 第

圖 拾 第



圖 一 十 第

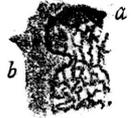


圖 二 十 第

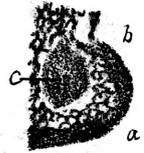


圖 三 十 第



表 二 第

圖 二 第



圖 六 第

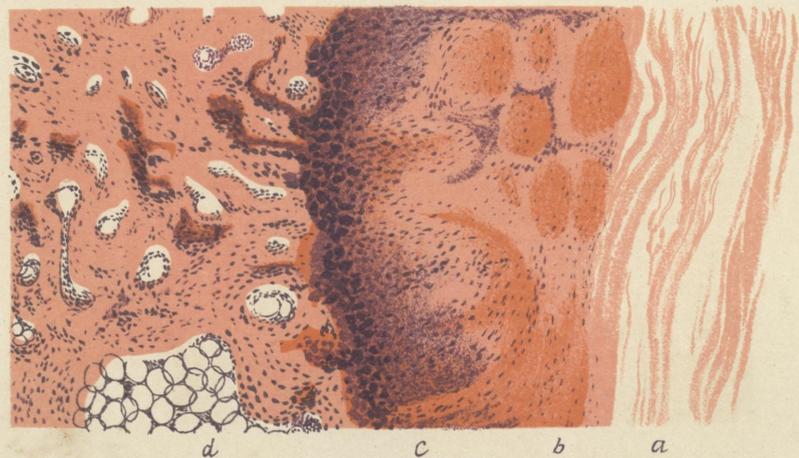


圖 一 第

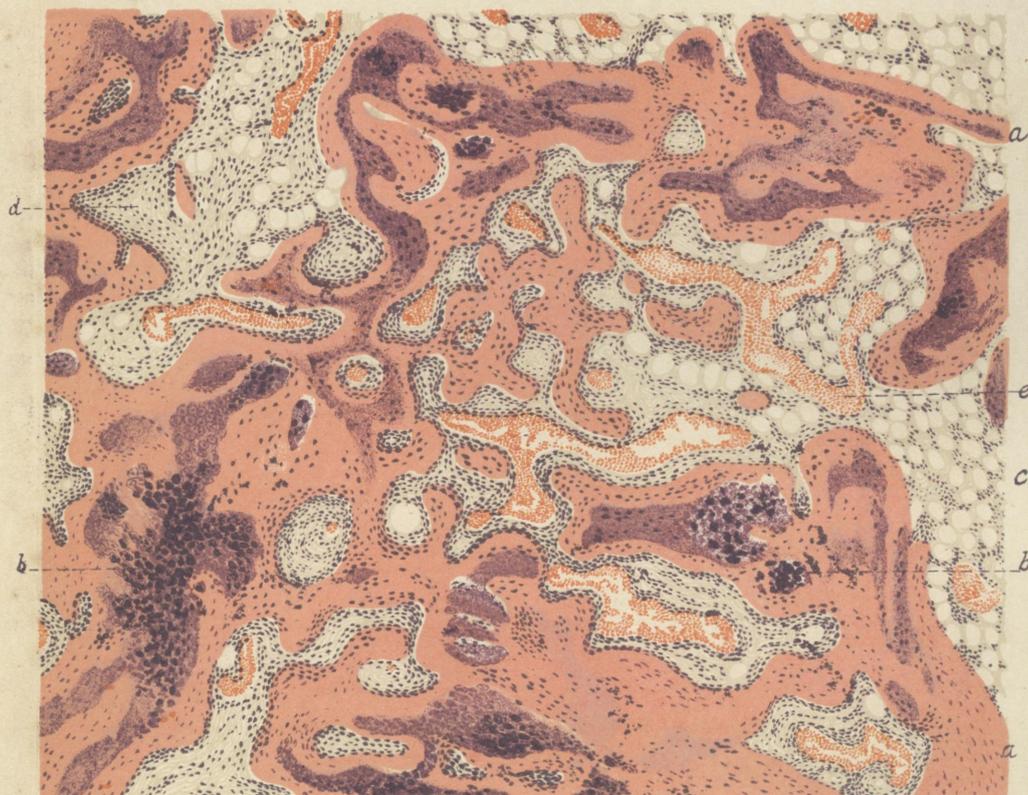


圖 三 第

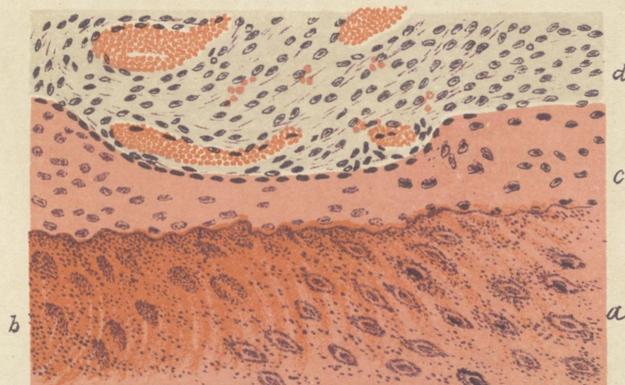


表 三 第

圖 四 第

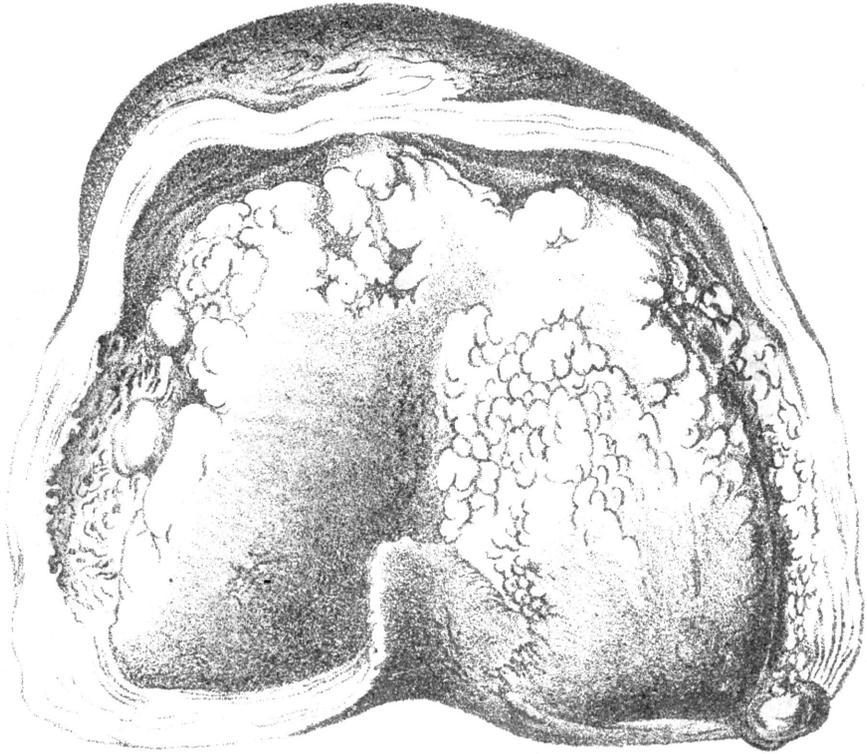


圖 五 第

